

第 11 期 中 間 決 算 公 告

平成 22 年 11 月 30 日

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
株式会社 新生銀行
代表取締役社長 当麻 茂樹

中 間 連 結 貸 借 対 照 表 (平成 22 年 9 月 30 日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	469,875	預 金	5,570,500
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	31,526	譲 渡 性 預 金	319,674
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	33,352	債 券	425,248
買 入 金 銭 債 権	178,448	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	160,494
特 定 取 引 資 産	246,955	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	140,806
金 銭 の 信 託	278,681	特 定 取 引 負 債	196,999
有 価 証 券	2,639,967	借 用 金	1,336,159
貸 出 金	4,604,494	外 国 為 替	46
外 国 為 替	12,327	短 期 社 債	20,400
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	204,766	社 債	180,897
そ の 他 資 産	1,204,899	そ の 他 負 債	830,551
有 形 固 定 資 産	51,216	賞 与 引 当 金	4,921
無 形 固 定 資 産	102,959	役 員 賞 与 引 当 金	29
債 券 繰 延 資 産	181	退 職 給 付 引 当 金	7,423
繰 延 税 金 資 産	16,496	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	252
支 払 承 諾 見 返	606,101	利 息 返 還 損 失 引 当 金	46,777
貸 倒 引 当 金	△218,155	特 別 法 上 の 引 当 金	3
		繰 延 税 金 負 債	2,606
		支 払 承 諾	606,101
		負 債 の 部 合 計	9,849,897
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	476,296
		資 本 剰 余 金	43,554
		利 益 剰 余 金	29,321
		自 己 株 式	△72,558
		株 主 資 本 合 計	476,614
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△8,274
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△7,959
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△3,680
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△19,914
		新 株 予 約 権	1,611
		少 数 株 主 持 分	155,886
		純 資 産 の 部 合 計	614,197
資 産 の 部 合 計	10,464,094	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	10,464,094

中間連結損益計算書

〔平成22年4月1日から
平成22年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	254,785
資金運用収益	112,837
(うち貸出金利息)	(96,596)
(うち有価証券利息配当金)	(12,763)
役員取引等収益	24,426
特定取引収益	12,624
その他業務収益	97,122
その他経常収益	7,774
経常費用	236,571
資金調達費用	26,660
(うち預金利息)	(18,275)
(うち借入金利息)	(3,762)
(うち社債利息)	(2,483)
役員取引等費用	12,131
特定取引費用	5,443
その他業務費用	55,841
営業経費	80,935
その他経常費用	55,560
経常利益	18,214
特別利益	11,821
特別損失	5,323
税金等調整前中間純利益	24,711
法人税、住民税及び事業税	1,177
法人税等調整額	1,785
法人税等合計	2,962
少数株主損益調整前中間純利益	21,748
少数株主利益	4,865
中間純利益	16,883

中間連結財務諸表の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 127 社

主要な会社名

株式会社アプラスフィナンシャル

昭和リース株式会社

シンキ株式会社

新生フィナンシャル株式会社

新生信託銀行株式会社

新生証券株式会社

なお、あかぎ合同会社他3社は設立により、当中間連結会計期間から連結しております。

また、Specialized Loan Servicing, Inc は清算により、新生ビジネスファイナンス株式会社は昭和リース株式会社との合併により、連結の範囲から除外しております。

② 非連結の子会社及び子法人等 85 社

主要な会社名

エス・エル・パシフィック株式会社

子会社エス・エル・パシフィック株式会社他65社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、中間連結財務諸表規則第5条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。

また、その他の非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0 社

② 持分法適用の関連法人等 21 社

主要な会社名

Hillcot Holdings Limited

日盛金融控股股份有限公司

なお、Comox Holdings Ltd. 及び Bosworth Run-off Limited は株式取得により、当中間連結会計期間から持分法を適用しております。

また、Lamitta IV B.V. は影響力の低下により、Raffia II GP L.P. 及び Raffia II L.P. は清算により、持分法の適用対象から除外しております。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 85 社

主要な会社名

エス・エル・パシフィック株式会社

子会社エス・エル・パシフィック株式会社他 65 社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、中間連結財務諸表規則第 7 条第 1 項第 2 号により、持分法の対象から除いております。

その他の持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等 0 社

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9 月末日	67 社
1 月末日	3 社
6 月末日	51 社
7 月末日	1 社
8 月末日	5 社

② 9 月末日以外の日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等のうち 12 社については、9 月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法

売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(5) 減価償却の方法

① 有形固定資産（借手側のリース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～15年

② 無形固定資産（借手側のリース資産を除く）

無形固定資産のうち無形資産は、昭和リース株式会社及び新生フィナンシャル株式会社並びにそれらの連結される子会社及び子法人等に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。

（昭和リース株式会社）

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	20年
契約価値（サブリース契約関係）	定額法	契約残存年数による

（新生フィナンシャル株式会社）

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	10年

また、のれん及び負ののれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。

上記以外の無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年または8年）に基づいて償却しております。

③ リース資産（借手側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(6) 繰延資産の処理方法

当行の繰延資産は、次のとおり処理しております。

(イ) 社債発行費

社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。

(ロ) 債券発行費用

債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法によ

り償却しております。

連結される子会社及び子法人等の創立費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

また、連結される子会社の社債発行費は、主としてその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

(7) 貸倒引当金の計上基準

当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

国内信託銀行子会社以外の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、当行及び一部の連結される子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担

保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 200,761 百万円であります。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(10) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を、主としてそれぞれの発生年度から損益処理

なお、当行の会計基準変更時差異（9,081 百万円）については、15 年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に 12 分の 6 を乗じた額を計上しております。

(11) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(12) 利息返還損失引当金の計上基準

連結される子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

なお、新生フィナンシャル株式会社を買収した際に当行が GE ジャパン・ホールディングス株式会社と締結した新生フィナンシャル株式譲渡契約において、買収後の新生フィナンシャル株式会社の過払利息返還額について、双方の負担割合を取り決めているため、新生フィナンシャル株式会社の利息返還損失引当金の算定に際しては、当該契約条項を勘案しております。

(13) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、連結される国内証券子会社の金融商品取引責任準備金であり、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第 46 条の 5 第 1 項の定めるところにより算出した額を計上しております。

(14) 重要な収益及び費用の計上基準

(イ) 信販業務の収益の計上方法

信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。

(アドオン方式契約)

総合・個品あっせん	7・8分法
信用保証(保証料契約時一括受領)	7・8分法
信用保証(保証料分割受領)	定額法

(残債方式契約)

総合・個品あっせん	残債方式
信用保証(保証料分割受領)	残債方式

(注)計上方法の内容は次のとおりであります。

①7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。

②残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。

(ロ) リース業務の収益の計上方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース期間中の各期に受け取るリース料を各期においてリース収益として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース原価として処理しております。

なお、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)適用初年度開始前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、同会計基準適用初年度の前年度末(平成20年3月31日)における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の同会計基準適用初年度期首の価額として計上しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結される子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前中間純利益は1,416百万円増加しております。

(ハ) 消費者金融業務の収益の計上方法

消費者金融専業の連結される子会社の貸出金に係る未収利息については、利息制限法上限利率または約定利率のいずれか低い利率により計上しております。

(15) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(16) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」

(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。

一部の連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」

(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識または繰延処理を行っております。

(17) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(18) 連結納税制度の適用

当行及び一部の国内の連結される子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準

適用指針第 21 号平成 20 年 3 月 31 日) を適用しております。

これにより、税金等調整前中間純利益は 3,750 百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は 5,766 百万円であります。

表示方法の変更

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 41 号平成 22 年 9 月 21 日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結される子会社及び子法人等の株式及び出資金を除く) 41,614 百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は 4,196 百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは 33,488 百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 18,597 百万円、延滞債権額は 357,244 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は 495 百万円、延滞債権額は 4,038 百万円であります。

4. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 2,206 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3 カ月以上延滞債権は 631 百万円であります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は61,533百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権は3,061百万円であります。

6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は439,582百万円であります。

「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は8,227百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,890百万円であります。

8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、37,204百万円であります。

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、15,366百万円であります。

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	866百万円
有価証券	993,302百万円
貸出金	376,702百万円
リース債権及びリース投資資産	68,004百万円
その他資産	305百万円
有形固定資産	1,893百万円

担保資産に対応する債務

預金	975百万円
コールマネー及び売渡手形	120,000百万円
債券貸借取引受入担保金	136,630百万円
借入金	976,306百万円
社債	18,887百万円
その他負債	18百万円
支払承諾	914百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代

用として、有価証券218,261百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は276百万円、保証金は16,627百万円、デリバティブ取引の差入担保金は8,858百万円であります。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,832,997百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが4,661,939百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. その他資産には、割賦売掛金 347,798 百万円が含まれております。
12. 有形固定資産の減価償却累計額 68,059 百万円
13. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産に含めて表示しております。

相殺前の金額は、次のとおりであります。

のれん	59,681 百万円
負ののれん	6,167 百万円
差引額	53,513 百万円

14. 無形固定資産には、連結される子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産 22,768 百万円が含まれております。
15. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 102,000 百万円が含まれております。
16. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債 147,770 百万円が含まれております。
17. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は44,455百万円であります。
18. 1株当たりの純資産額 232 円 54 銭
19. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）8.94%

（中間連結損益計算書関係）

1. その他業務収益には、リース収入 51,082 百万円を含んでおります。
2. その他経常収益には、金銭の信託運用益 3,609 百万円を含んでおります。
3. その他業務費用には、リース原価 44,115 百万円を含んでおります。

4. 営業経費には、のれん償却額 4,384 百万円及び連結される子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却額 2,480 百万円を含んでおります。
5. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 45,221 百万円、貸出金償却 7,479 百万円及び金銭の信託運用損 117 百万円を含んでおります。
6. 特別利益には、償却債権取立益 7,019 百万円及び社債等消却益 4,336 百万円を含んでおります。
7. 特別損失には、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第 18 号平成 20 年 3 月 31 日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号平成 20 年 3 月 31 日）の適用に伴い期首時点で発生する影響額 3,577 百万円を含んでおります。
 また、特別損失には、固定資産の減損損失 1,144 百万円を含んでおります。このうち 569 百万円は、シンキ株式会社において、市場価格の著しい下落が認められた遊休資産や IT 統合により将来の使用が見込まれない除却予定の資産などについて帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。その固定資産の種類ごとの減損損失の内訳は、有形固定資産 44 百万円及び無形固定資産 525 百万円であります。なお、回収可能価額は、主として正味売却価額により評価しております。
8. 1 株当たり中間純利益金額 8 円 59 銭
9. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目等は次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額 (△は損)
(1) 現金預け金	469,875	469,875	—
(2) コールローン及び買入手形	31,526	31,526	—
(3) 債券貸借取引支払保証金	33,352	33,352	—
(4) 買入金銭債権			
売買目的の買入金銭債権	120,699	120,699	—
その他の買入金銭債権 (*1)	56,745	56,972	227
(5) 特定取引資産			
売買目的有価証券	44,281	44,281	—
(6) 金銭の信託 (*1)	278,520	281,259	2,738

(7) 有価証券			
売買目的有価証券	2,408	2,408	—
満期保有目的の債券	413,042	422,271	9,228
その他有価証券	2,099,079	2,099,079	—
関連会社株式	18,238	19,684	1,446
(8) 貸出金 (*2)	4,604,494		
貸倒引当金	△162,209		
	4,442,285	4,631,669	189,384
(9) リース債権及びリース投資資産 (*1)	199,784	202,792	3,007
(10) その他資産			
割賦売掛金	347,798		
割賦利益繰延	△13,139		
貸倒引当金	△10,930		
	323,727	346,433	22,705
資産計	8,533,568	8,762,306	228,738
(1) 預金	5,570,500	5,627,253	△56,752
(2) 譲渡性預金	319,674	319,540	133
(3) 債券	425,248	427,191	△1,943
(4) コールマネー及び売渡手形	160,494	160,494	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	140,806	140,806	—
(6) 借入金	1,336,159	1,324,850	11,308
(7) 社債	180,897	165,284	15,613
負債計	8,133,782	8,165,422	△31,639
デリバティブ取引 (*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	9,924	9,924	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△25,935	△25,935	—
デリバティブ取引計	△16,010	△16,010	—

	契約額等	時価
その他		
債務保証契約 (*4)	606,101	△4,028

(*1) 買入金銭債権、金銭の信託並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 貸出金のうち、連結される子会社が保有する消費者金融債権（670,111 百万円）について、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、46,777 百万円の利息返還損失引当金を計上しております。

(*3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブによって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(*4) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の中間連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（6ヶ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、及び(3) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間（3ヶ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値によって算定した価格によっております。

(5) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(6) 金銭の信託

金銭の信託については、信託財産の構成物である資産の内容により、割引現在価値等によって算定した価格を時価としております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(7) 有価証券

株式は取引所の価格によっております。債券は取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び割引現在価値によって算定した価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(8) 貸出金

貸出金のうち、固定金利によるものは約定キャッシュ・フローを、変動金利によるものは中間連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、見積り期間に対応したリスクフリーレートに内部格付に対応したCDSスプレッド等（担保考慮後）の信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、住宅ローンは、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、消費者金融債権は、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位ごとに、期待損失率を反映した見積りキャッシュ・フローを、見積り期間に対応したリスクフリーレートに一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、キャッシュ・フロー見積法又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(9) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産は、リース対象資産の商品分類等に基づく単位ごとに、主として約定キャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

(10) 割賦売掛金

割賦売掛金については、商品種類に基づく単位ごとに、主として期限前返済による影響を反映した見積りキャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスク及び一定の経費率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

当座預金、普通預金など預入期間の定めがない要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、その他の預金で預入期間があっても短期間（6ヶ月以内）のものは、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

定期預金の時価は、満期までの約定キャッシュ・フローを、同様の預金を新規に受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。

(3) 債券、及び(7)社債

公募による社債で市場価格の存在するものについては、当該市場価格を時価としております。

市場価格のないMTNプログラムによる社債又は債券の時価については、見積りキャッシュ・フローを直近3ヶ月の法人預金及び金融債による実績調達金利の平均値に基づいた利率によって、また個人向け金融債（財形、リッチョー）については、直近月発行の調達実績利率によって割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後債については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積り期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

(4) コールマネー及び売渡手形、及び(5)債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（3ヶ月以内）であるものがほとんどを占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは約定キャッシュ・フロー（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を、変動金利によるものは中間連結決算日時点のフォワードレートに基づいた見積りキャッシュ・フローを、各社の信用リスクを反映した調達金利により割り引いて時価を算定しております。

期限前償還コールオプション、ステップアップ条項の付いた劣後借入金については、期限前償還の可能性を考慮した見積りキャッシュ・フローを、見積り期間に対応したリスクフリーレートに当行のCDSスプレッドを加味した利率によって割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(7)有価証券」には含まれておりません。

(百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式(*1)(*2)	35,098
②組合出資金等(*1)(*2)	72,099
合計	107,198

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。また、組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について28百万円、組合出資金等について833百万円の減損処理を行っております。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の有価証券として会計処理している信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額(△は損) (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	293,243	298,750	5,506
	社債	69,496	70,579	1,083
	その他	40,224	43,654	3,429
	小計	402,964	412,984	10,019
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	10,077	9,286	△791
	小計	10,077	9,286	△791
合計		413,042	422,271	9,228

2. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額（△は損） (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,081	1,447	634
	債券	1,050,915	1,047,115	3,799
	国債	981,370	978,764	2,606
	地方債	1,802	1,725	76
	社債	67,743	66,626	1,117
	その他	146,165	138,378	7,786
	小計	1,199,162	1,186,941	12,221
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	11,618	16,741	△5,123
	債券	754,908	760,003	△5,094
	国債	503,446	505,313	△1,866
	地方債	-	-	-
	社債	251,462	254,689	△3,227
	その他	167,197	171,455	△4,258
	小計	933,724	948,200	△14,475
合計		2,132,886	2,135,141	△2,254

(注) 中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△8,362
その他有価証券	△2,254
時価を把握することが極めて困難な有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券等	129
流動性が乏しいことにより過年度に「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」へ保有目的を変更した有価証券	△6,238
(+) 繰延税金資産	33
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△8,329
(△) 少数株主持分相当額	△7
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	48
その他有価証券評価差額金	△8,274

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は1,943百万円（うち、株

式86百万円、社債1,856百万円)であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成22年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	90,372	90,372	—	—	—

(注)「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

なお、満期保有目的の金銭の信託はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 26百万円
2. 権利不行使による失効に伴い、当中間連結会計期間において利益として計上した金額
87百万円
3. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当ありません。